

図2-2 論点2 新たな食品表示制度における表示事項はどうあるべきか。

論点についての主な考え方

(考え方2-2-1)

表示が分かりにくいのは、根拠とする法令が複数存在するなど、表示制度自体が分かりにくいためではないか。JAS法、食品衛生法、健康増進法の三法を統合し、用語の定義の統一・整理を図ることでより分かりやすくなる。

(考え方2-2-2)

表示事項等の見直しを行った上で、文字を大きくする。

(考え方2-2-3)

容器包装だけに表示することから、表示面積が限られ、分かりにくくなっているのではないか。分かりやすくするため、表示項目に応じて容器包装以外の媒体を活用した表示も認めるかどうかを検討する。

(考え方2-2-4)

例えば、インターネットなどの容器包装以外の媒体を活用した場合、それを見られない人もいる一方で、中小零細事業者の中には自社のホームページをもっていない者も存在するなど課題があることから、容器包装に表示をしないと分からないということも考慮する。

	意見内容	類似意見の総計
2-2-1	消費者に分かりやすく、誤認しない用語の定義設定を行い、統一を図る必要がある。	34件
2-2-2	義務表示事項を本当に必要なものに限定し、文字を出来るだけ大きくする必要がある。	8件
	わかりやすい表示とは表示項目が少なく大きな字という表面的なことではなく、正確な情報が記載され、消費者の合理的な商品選択に資することを前提として考えるべき。	10件
2-2-3	容器包装の面積は限られているため、分かりやすい情報を消費者に伝えるためには、容器包装以外の媒体を活用することの検討は必要。	9件
2-2-4	全ての義務表示事項を容器包装に表示することは原則として維持されるべき。	60件
	容器包装以外の表示媒体（WEBサイトやQRコード）の活用については、それらの手段に対応できない消費者や事業者が多数存在する現状において、義務表示事項の手段として採用することは適切でない。	33件
その他	実態調査・ヒアリングなどを行っていただきたい。	26件
	食品添加物の一括表示など、わかりにくい表示についての見直しが必要。	11件
	添加物表示も物質名で記載するとスペースを多く要するので、EUのように記号番号で表示してもよいのではないか。	2件
	使用した原材料については、「食品添加物以外の原材料」と「食品添加物」に区別することなく、原材料に占める重量の割合の多いものから順に表示することに変更していただきたい。	1件